

# 年金担保融資の ごあんない

平成 29 年度版

## 年金担保融資制度は……

国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として融資することが法律で唯一認められた制度です。

保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

年金担保貸付制度は平成 22 年 12 月の閣議決定において、廃止することが決定され、平成 23 年 12 月及び平成 26 年 12 月の 2 回にわたる制度の見直しを行い、事業規模の縮減等を図ってきました。

## 目次

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 融資の条件                 | 2  |
| 2 | 資金使途の内容一覧             | 3  |
| 3 | 年金担保融資の流れ             | 4  |
| 4 | 借入申込に必要な書類            | 5  |
| 5 | ご返済中の留意事項             | 7  |
| 6 | 年金担保融資以外の融資・給付制度等のご案内 | 8  |
| 7 | 多重債務の相談窓口             | 10 |

平成26年12月借入申込分より、年金担保融資の融資限度額等が変更となりました。

### ▶ 融資限度額を変更しました。

融資限度額は、これまで年度の年金支給額の1.0倍以内でしたが、変更後は0.8倍以内となりました。

また、融資額の上限はこれまで250万円（臨時生活資金100万円）でしたが、変更後は200万円（生活必需物品の購入80万円）となりました。

※資金使途の項目「臨時生活資金」を「生活必需物品の購入」に変更しました。

### ▶ 1回あたりの返済額の上限額を変更しました。

1回あたりの返済額について、これまで1回の年金支給額の1/2以下としていましたが、変更後は1回の年金支給額の1/3以下とし、年金の2/3以上をお手元に残るようにしました。

### ▶ 資金使途や必要額を確認させていただきます。

借入申込の際、資金の使いみちや必要額が分かる見積書等の書類を取扱金融機関の窓口で確認させていただきます。

ただし、借入申込金額が10万円の場合、見積書等の書類の提示は不要です。

### ▶ 任意繰上返済後の再借入申込について制限を設けました。

平成26年12月1日以降に借入申込みをいただいた方で任意繰上返済をされた場合、当該繰上返済をした借入れにかかる融資決定時の完済予定日が到来するまで、年金担保融資のご利用はできなくなりました。

# 融資の条件

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご利用<br>いただける方 | <p>次の年金証書をお持ちで、現在、その年金を受給している方がご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国民年金・厚生年金保険年金証書</li> <li>▶ 国民年金証書</li> <li>▶ 厚生年金保険年金証書</li> <li>▶ 船員保険年金証書</li> </ul> <p>※厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金から支払われる年金は、融資の対象となりません。</p> <p>※老齢福祉年金や特別障害給付金は、融資の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 労働者災害補償保険年金証書</li> </ul> <p>※石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は、融資の対象となりません。</p> |
| 資金使途          | <p>3ページに記載している資金使途に限りです。</p> <p>※ただし、具体的な使途や例示の記載がないものについては、独立行政法人福祉医療機構年金貸付課にご相談ください。(電話 03-3438-0224)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資額           | <p>次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。</p> <p>① 10万円～200万円の範囲内（1万円単位。ただし、資金使途が「生活必需物品の購入」の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。）</p> <p>② 受給している年金の0.8倍以内（年額。所得税額に相当する額を除く。）</p> <p>③ 1回あたりの定額返済額の1.5倍以内（ご融資額の元金相当額をおおむね2年6ヶ月以内で返済していただくこととなります。）</p> <p>※当機構ホームページの「年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業」のコーナーにある「年金担保融資限度額・計算シミュレーション」にて借入申込限度額の試算が可能です。</p>                                                                           |
| 返済方法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ご返済は、独立行政法人福祉医療機構がお客さまの年金を年金支給機関から直接受け取るによって行われます。</li> <li>▶ 年金支給機関から偶数月に支給される年金のうち、お客さまが指定した額（定額返済額）を返済に充てることとなります。</li> </ul> <p>※定額返済額の上限は、1回あたりの年金支給額の1/3以下とし、下限は1万円とします。</p> <p>なお、返済額は1万円単位とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年金支給額から定額返済額を差し引いた金額を「返済剰余金」としてお客さまの指定した預金口座に振込みます。</li> </ul>                                |
| 利率            | <p>年金担保融資：年1.9%（平成29年4月1日現在）</p> <p>労災年金担保融資：年1.2%（平成29年4月1日現在）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 保証人           | <p>連帯保証人（審査基準あり）が必要となります。</p> <p>なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

※以下のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ◆ 平成26年12月1日以降に借入申込みいただいた方で任意繰上返済をされ、融資決定時の完済予定日に到達していない場合
- ◆ 生活保護を受けている場合
- ◆ 年金担保融資を利用中に生活保護を受給し、平成23年12月1日以降に生活保護を廃止となった方で、生活保護廃止後5年間を経過していない場合
- ◆ 特別支給の老齢厚生年金を受給していた方で、65歳の年金決定手続期間中の場合
- ◆ 現況届または定期報告書が、未提出または提出遅延の場合
- ◆ 年金の支給が、全額停止されている場合
- ◆ 同一の年金で借入金残高がある場合（ご返済途中に追加借入はできません）
- ◆ 反社会的勢力に該当する方、反社会的勢力と関係を有する方または反社会的勢力に類する行為を行う方
- ◆ その他、独立行政法人福祉医療機構の定めによる場合



# 2

## 資金使途の内容一覧

| 資金使途               | 具体的な使途                                                                                                                                    | 例                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健・医療              | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 疾病の予防に必要な経費</li> <li>▶ 負傷及び疾病の療養に必要な経費</li> <li>▶ 出産に必要な経費</li> <li>▶ その他、保健・医療に必要な経費</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 入院費</li> <li>▶ 診療費</li> <li>▶ 手術費</li> <li>▶ 検査費</li> <li>▶ 薬剤費</li> <li>▶ 通院、入院等に係る移動費</li> <li>▶ 医療用・健康用器具（電位治療器、低周波治療器、補聴器等）の購入費用</li> <li>▶ 通院等に必要な自動車等の購入や維持費（取得時の各種税金等を含む）</li> </ul> |
| 介護・福祉              | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 介護・福祉に係るサービスの利用に必要な経費</li> <li>▶ 介護・福祉に係る物品の購入に必要な経費</li> <li>▶ その他、介護・福祉に必要な経費</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 介護施設の利用費用（入居一時金、入所利用料等）</li> <li>▶ 介護福祉用具（福祉車両、電動ベッド、電動車イス、入浴介助用具等）の購入・設置費</li> </ul>                                                                                                       |
| 住宅改修等              | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住宅の改修等に必要な経費</li> <li>▶ 住宅や土地の購入に必要な経費</li> <li>▶ 住居の引越しに必要な経費</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 改修工事又は増改築工事費</li> <li>▶ 住宅土地購入（新築工事等）費</li> <li>▶ 引越費用（敷金・礼金等を含む）</li> </ul>                                                                                                                |
| 教 育                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 教育や学習等に必要な経費</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 入学金</li> <li>▶ 授業料（毎月払いのものは対象外）</li> <li>▶ 受験にかかる費用（移動経費を含む）</li> <li>▶ 学習教材費</li> <li>▶ 資格取得経費</li> <li>▶ 生涯学習経費</li> </ul>                                                                |
| 冠 婚 葬 祭            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 冠婚葬祭等に必要な経費</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 冠婚葬祭にかかる費用</li> <li>▶ 冠婚葬祭にかかる移動費</li> <li>▶ 墓地、墓石等の購入費</li> <li>▶ 納骨堂の設置・改修費</li> </ul>                                                                                                    |
| 事 業 維 持            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生業を営むために必要な経費</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業に係る運転資金（資材・原材料仕入費等）</li> <li>▶ 店舗、作業場等の内外装工事費（補修・改装工事等）</li> <li>▶ 事業用設備・備品の購入や維持費</li> <li>▶ 事業用車両の購入や維持費（取得時の各種税金等を含む）</li> <li>▶ 事業に係る訴訟費用</li> </ul>                                  |
| 債 務 等 の<br>一 括 整 理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 債務等の返済に必要な経費</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消費者金融等の既往借入からの借換</li> <li>▶ 滞納家賃</li> <li>▶ 滞納している光熱水費の支払い</li> <li>▶ 滞納税金等の納付</li> <li>▶ 滞納社会保険料の納付</li> <li>▶ 親族・知人からの既往借入の借換</li> </ul>                                                  |
| 生 活 必 需<br>物品の購入   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活に必要な耐久消費財の購入に必要な経費</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自動車の購入費等（修理代・車検代を含む）</li> <li>▶ 家電製品の購入費</li> <li>▶ 家具、寝具の購入費</li> </ul>                                                                                                                    |

※生活資金や旅行のための資金使途ではご利用いただけません。

# 3

## 年金担保融資の流れ

申込手続きは、「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された金融機関にて承ります。

※ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等は、年金担保融資の取扱いを行っておりませんのでご注意ください。

また、独立行政法人福祉医療機構の本部や大阪支店での申込手続きは行っておりませんので、併せてご注意ください。

|   |      |                                                                                                                                                                        |
|---|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 相 談  | ● 独立行政法人福祉医療機構年金貸付課または取扱金融機関にご相談ください。                                                                                                                                  |
| 2 | 申込手続 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取扱金融機関にて申込手続きを行います。なお、年金受取先の口座が当該金融機関と異なる場合は、受取先の口座を取扱金融機関に変更する必要があります。</li> <li>● 借入申込に必要な書類については、5～6ページをご確認ください。</li> </ul> |
| 3 | 審 査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● お申込みからご融資までの期間は、4～5週間程度になります。</li> <li>● 融資のスケジュールは、取扱金融機関にてご確認ください。</li> </ul>                                               |
| 4 | 決 定  | ● 融資の審査結果や融資実行日については、取扱金融機関よりお客さまご本人あてに電話連絡いたします。                                                                                                                      |
| 5 | 融資実行 | ● 融資実行日にお客様の指定した預金口座へ振込みます。ただし、入金時間は指定できません。                                                                                                                           |

融資実行後は、融資日の属する月の翌々月以降の偶数月に支給される年金を独立行政法人福祉医療機構がお客さまに代わって受領し、その年金支給額から定額返済額を差し引いた金額を「返済剰余金」としてお客さまの指定した預金口座に振込みます。

|   |              |                                                                          |
|---|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 年金支給機関       | ● 年金支給機関から支払われる年金を独立行政法人福祉医療機構がお客さまに代わって受領します。                           |
| 7 | 独立行政法人福祉医療機構 | ● 独立行政法人福祉医療機構が受領したお客さまの年金から定額返済額を回収し、その残額を返済剰余金として、お客さまが指定した預金口座に振込みます。 |

# 4

## 借入申込に必要な書類

### 1

#### 借入申込書（年金担保）

取扱金融機関にて用意しています。

※借入申込金額に応じて印紙税法で定められた収入印紙が必要となります。

なお、借入申込時に使用した収入印紙は、審査の結果、融資額の減額または、融資不実行となりましても印紙税法により還付はできませんので、あらかじめご承知おきください。

### 2

#### 年金証書

※「年金の受給権」が担保となるため、年金証書を借入申込時に取扱金融機関にお預けいただきます。

### 3

#### 現在の年金支給額を証明する書類

次のうち、いずれか1つ最も新しいものになります。

##### 国民年金・厚生年金保険

- 年金振込通知書
- 年金額改定通知書
- 年金決定通知書
- 年金決定通知書・支給額変更通知書
- 国民年金（基礎年金）の支払いに関する通知書
- 年金送金通知書
- 年金支払通知書

※融資額の算定では、年金支給額から所得税相当額を除きます。

##### 労働者災害補償保険

- 年金等振込通知書または年金等送金通知書
- 支給決定通知書
- 変更決定通知書
- スライド等による変更決定通知書

### 4

#### 実印および印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

### 5

#### ご本人確認書類

次の写真付証明書のうち、いずれか1つをご提示いただき、確認記録の必要から、お客さまのご了解のもとで写しをいただきます。

##### ご本人確認書類（有効期限内のもの）

- 運転免許証（運転経歴証明書を含む）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 住民基本台帳カード
- パスポート

◎受付けの際は、お客さまのお名前とご住所について「現在の年金支給額を証明する書類」、「印鑑登録証明書」、「ご本人確認書類」の3点が一致していることを確認します。

## 資金使途の確認資料

※具体的な使いみちや必要な金額が確認できる資料をご用意いただきます。

| 資金使途                     | 確認資料の例                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保 健 ・ 医 療                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶入院・手術・治療・検査・薬剤費に要する請求書、領収書<br/>(※資金使途が医療(治療中)の場合は、金額が記載されていなくても通院、治療をしていることが確認できる資料(入院計画書、手術同意書等)でお申込みいただけます)</li> <li>▶(医療費にかかる)診断書、通院の予約券、薬剤の処方箋または説明書</li> <li>▶医療用・健康用器具購入にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書</li> </ul>                           |
| 介 護 ・ 福 祉                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶介護施設、介護サービス等に要する利用料金の請求書、領収書<br/>(※資金使途が現在利用中、または、今後利用予定の介護施設、介護サービス等の場合は、金額が記載されていなくても介護サービスの利用が確認できる資料(サービス計画書(ケアプラン)等)でお申込みいただけます)</li> <li>▶介護施設の入居一時金にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書</li> <li>▶介護用器具購入等にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書</li> </ul> |
| 住 宅 改 修 等                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶改修工事にかかる見積書、請求書、領収書</li> <li>▶住宅、土地購入にかかる見積書、領収書</li> <li>▶引越費用にかかる見積書、請求書、領収書</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| 教 育                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶入学金、授業料にかかる入学案内書、請求書、領収書</li> <li>▶資格取得、学習経費にかかる見積書、請求書、申込書、カタログ、パンフレット、領収書</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 冠 婚 葬 祭                  | ▶冠婚葬祭費用にかかる見積書、請求書、案内書、カタログ、パンフレット、領収書                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事 業 維 持<br>( 起 業 も 含 む ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶事業の原材料仕入れにかかる見積書、請求書、領収書</li> <li>▶事業用設備等の購入、維持経費にかかる見積書、請求書、カタログ、確定申告書、領収書、事業計画書</li> <li>▶事業用車両の購入(取得時の税金を含む)、維持費にかかる見積書、請求書、カタログ、領収書</li> </ul>                                                                                             |
| 債務等の一括整理                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶債務契約書</li> <li>▶返済計画(予定)表、弁償請求書</li> <li>▶家賃、光熱水費、税金支払いにかかる滞納請求書、領収書</li> </ul>                                                                                                                                                                |
| 生活必需物品の購入                | ▶物品購入にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書                                                                                                                                                                                                                                                       |

※確認資料の注意

- ・カタログ、パンフレットは、金額の表示があるもの。資料に金額の表示がない場合には別に金額表示のある資料が必要になります。
- ・確認資料は、申込手続き完了後お返しいたします。
- ・上記資金使途に該当し、借入申込金額が10万円の場合、確認資料は不要です。
- ・領収書を確認資料とした融資申込みの場合、領収書の有効期限は発行後3カ月以内です。ただし、新たに同等の物品等を購入する必要がある場合の領収書の有効期限は、この限りではありません。

## 保証人

(連帯保証人をたてる場合)

- ・連帯保証人の実印及び印鑑登録証明書(発行後3カ月以内のもの)
- ・連帯保証人のご本人確認書類(5頁<sup>5</sup>と同じ)
- ・借入申込者との続柄がわかる書類(住民票・戸籍謄本等)
- ・収入を証する書類(所得税源泉徴収票、確定申告書(控)等)

※連帯保証人については、独立行政法人福祉医療機構の審査基準を満たす方になります。

※お申込みの際には、連帯保証人となる方も借入申込者とご一緒にご来店いただきます。

(信用保証制度を利用する場合)

公益財団法人年金融福祉サービス協会が保証します(保証料が必要です)。

- ・信用保証制度申込関係書類は、取扱金融機関に用意してあります。

借入申込時にご用意いただく書類の他に、お客さまご本人の連絡先(電話)及び不在時の連絡先(電話)となる方のお名前、住所、電話番号が必要です。

# 5

## ご返済中の留意事項

### 《返済の開始について》

ご返済の開始は、融資日の属する月の翌々月以降の偶数月に支払われる年金からとなります。

### 《奇数月の年金について》

奇数月に年金が支給される場合は、返済に充てず全額を返済剰余金としてお客さまの指定預金口座へお振込みします。

### 《偶数月に年金の支給がなかった場合について》

偶数月に年金の支給がないことにより返済が行われなかった場合、次回の偶数月においては当月分の定額返済額のみを返済に充てるため、返済の終了時期が延びることとなります。

### 《指定預金口座について》

借入申込時に申請いただいた指定預金口座は、完済となったときに発生する剰余金をお受け取りいただくまでの間は解約・変更はできません。

### 《保険料等の納付について》

介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険の保険料(税)および個人住民税を年金から直接差し引く方法で納めていた方は、ご返済期間中は介護保険法等の定めにより、住所地の市区役所または町村役場にご自身で各保険料等をお支払いいただくこととなります。

### 《任意繰上返済について》

年金担保融資を受けた後に、やむを得ない事情により融資残高を完済予定日前に任意に繰り上げて一括返済される場合は、毎月20日（取扱金融機関が休日当たる場合は翌日以降に到来する最初の営業日）に行うことができます。

ただし、**平成26年12月1日以降に借入申込みをされた方は任意繰上返済後、融資決定時の完済予定日が到来するまで年金担保融資のご利用はできませんのでご注意ください。**

なお、繰上返済した月の翌月が年金支給月（偶数月）の場合、繰上返済による剰余金の支払日は、事務処理の都合上、独立行政法人福祉医療機構が指定する剰余金振込日となり、翌月の年金支給日には年金の全額を受け取れません。また、独立行政法人福祉医療機構が指定する剰余金を振込む日まで、指定預金口座を解約しないようお願いします。

### 《貸付条件変更(定額返済額変更)について》

年金担保融資を受けた後にやむを得ない事情により生活困窮に陥り返済困難となった場合に、貸付条件の変更申請を行うことで、定額返済額の変更ができます。

なお、貸付条件の変更は、返済期間中に1回だけ変更することができ、また、貸付条件の変更をされた場合は、任意繰上返済はできませんのでご注意ください。

※このほか、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されています。詳しくは、お住まいの都道府県庁、市区役所または町村役場にお問い合わせください。

厚生労働省 生活困窮者自立支援制度の紹介

HPアドレス <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>



## 6

# 年金担保融資以外の 融資・給付制度等のご案内

※年金担保融資と他の制度では、内容・条件に相違がありますので詳細につきましては、実施機関にお問い合わせください。

| 資金使途    | 制度名称                              | 実施機関                   | 照会先                                                                                         |
|---------|-----------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健・医療   | 生活福祉資金貸付制度<br>(福祉資金)              | 社会福祉協議会                | 9ページ     |
|         | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度<br>(医療介護資金)        | 市区役所または町村役場            | 9ページ     |
|         | 高額療養費制度                           | ご加入の医療保険者              | 9ページ     |
| 介護・福祉   | 生活福祉資金貸付制度<br>(福祉資金)              | 社会福祉協議会                | 9ページ     |
|         | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度<br>(医療介護資金)        | 市区役所または町村役場            | 9ページ     |
| 住宅改修等   | 生活福祉資金貸付制度<br>(福祉資金)              | 社会福祉協議会                | 9ページ   |
|         | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度<br>(住宅資金・転宅資金)     | 市区役所または町村役場            | 9ページ   |
| 教 育     | 生活福祉資金貸付制度<br>(福祉資金)              | 社会福祉協議会                | 9ページ   |
|         | 国の教育ローン                           | 日本政策金融公庫               | 10ページ  |
|         | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度<br>(修学資金・就学支度資金)   | 市区役所または町村役場            | 9ページ   |
| 冠 婚 葬 祭 | 生活福祉資金貸付制度<br>(福祉資金)              | 社会福祉協議会                | 9ページ   |
|         | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度<br>(子の結婚資金)        | 市区役所または町村役場            | 9ページ   |
|         | 埋葬費、埋葬料                           | 亡くなった被保険者が加入されていた医療保険者 | 10ページ  |
| 事 業 維 持 | 生活福祉資金貸付制度<br>(福祉資金)              | 社会福祉協議会                | 9ページ   |
|         | 女性・若者／シニア起業家支援金                   | 日本政策金融公庫               | 10ページ  |
|         | 母子父子寡婦福祉資金貸付制度<br>(事業開始資金・事業継続資金) | 市区役所または町村役場            | 9ページ   |

※債務等の整理に関する相談は、法テラス、市区役所または町村役場の無料法律相談、各地域の消費生活センター等にお問い合わせください。(照会先10ページ)

# 1

## 生活福祉資金貸付制度

### 利用対象者

- ◆ 低所得者世帯  
必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- ◆ 障害者世帯  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者も含む）の属する世帯
- ◆ 高齢者世帯  
65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等）

### 資金の種類、融資条件等

福祉費（生業費、介護等に要する経費、冠婚葬祭に必要な経費等）、教育支援費等  
資金の種類や貸付条件等の詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kashitsukejoken.html>

### <お問い合わせ>

融資には審査があります。

融資を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

お住まいの市区町村社会福祉協議会がご不明の場合は、各都道府県社会福祉協議会にご確認ください。

# 2

## 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

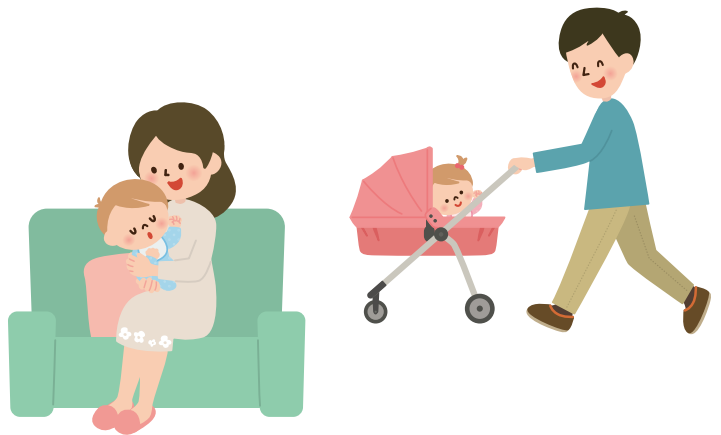
### 利用対象者

- ◆ 母子家庭の母とその扶養する児童
- ◆ 父子家庭の父とその扶養する児童
- ◆ 寡婦 等

### <お問い合わせ>

融資には審査があります。

お住まいの市区役所または町村役場にご相談ください。



# 3

## 高額療養費制度

### 利用対象者

- ◆ 医療保険制度に加入している方  
高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。  
※70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

### <お問い合わせ>

ご加入の医療保険者（※）にご相談ください。

※健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、市区役所または町村役場（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

## 4

## 国の教育ローン、女性・若者／シニア起業家支援金

### 利用対象者

- ◆ 修業年限が原則6か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育機関に入学・修学される方の保護者（教育ローン）
- ◆ 女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年未満の方（女性・若者／シニア起業家支援金）

### <お問い合わせ>

融資には審査があります。  
お近くの日本政策金融公庫にご相談ください。



## 5

## 埋葬料、埋葬費

### 利用対象者

- ◆ 亡くなった方により生計を維持されていて埋葬を行った方
- ◆ （上記の方がいない場合）実際に埋葬を行った方

### <お問い合わせ>

亡くなった方が加入されていた医療保険者（※）にご相談ください。  
※健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、市区役所または町村役場（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

## 7

## 多重債務の相談窓口

ローンやクレジットなど複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、年金担保融資をご利用の前に、各専門機関の相談窓口でご相談されることをお勧めいたします。

### ● 法テラス

Tel 0570-078374（PHS 可）（IP 電話からは 03-6745-5600）  
受付時間：平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00  
HP アドレス <http://www.houterasu.or.jp/>

### ● 市区町村の無料法律相談

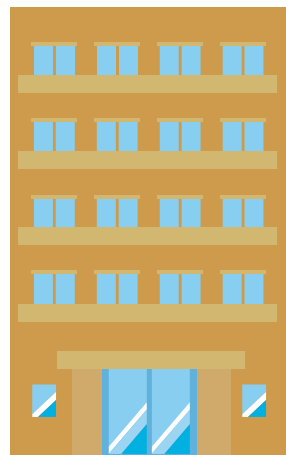
※お住まいの市区役所または町村役場にお尋ねください。

### ● 各地域の消費生活センターの相談窓口

※お住まいの都道府県庁、市区役所または町村役場にお尋ねください。

### ● 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

Tel 0570-031640  
受付時間：毎週月曜日～金曜日 10:00～12:40 / 14:00～16:40  
HP アドレス <http://www.jcco.or.jp/>





## 年金担保融資のあっせん(コンサルティング) 業者・偽装質屋にご注意ください

あっせん(コンサルティング)業者を名乗る者から、年金を受給されている方に年金担保融資の借入れを有利に行うと電話で勧誘し、年金担保融資のあっせんの契約を交わしておいて、実際には融資のあっせんに関わることは一切行わず、手数料だけを請求するという詐欺行為による被害が発生しております。

また、質屋営業を装い、担保価値の無い物品を質入れさせた上で、実際は、年金を担保にして金銭の貸付けを行い、高額な金利の支払いを請求するという被害も発生しています。

年金担保融資制度は、年金を担保として融資することが法律で唯一認められ、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

年金担保融資をご利用の際には「**独立行政法人福祉医療機構代理店**」と表示された銀行、信用金庫、信用組合の窓口にて直接お申込みいただけますので、あっせん(コンサルティング)業者や偽装質屋等の利用は絶対に行わないようにしてください。

### ◎ 反社会的勢力との関係遮断について

独立行政法人福祉医療機構は反社会的勢力との関係を遮断し、排除するため、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。詳細は、独立行政法人福祉医療機構ホームページ「反社会的勢力との関係遮断について」をご覧ください。

### ◎ 顧客情報の取扱いについて

ご提出いただいた顧客情報は、以下の目的のために利用いたします。

- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に基づくご本人さまの確認等のため
- ・ 融資取引等における期日管理等のため
- ・ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・ 保証機関が行う債務保証事業に情報提供を行うことにより、同事業を適切かつ円滑に履行するため
- ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- ・ 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用するため
- ・ その他、お客さまとのお取引を円滑に履行するため

また、業務上知り得たお客様に関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要となった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。

詳細は、独立行政法人福祉医療機構ホームページ「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

年金担保融資のお問い合わせ先は



独立行政法人 福祉医療機構

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル10階

電話 **03-3438-0224** (年金貸付課)

おかけ間違いのないようお願いいたします。

当機構ホームページにおいてもご融資の概要、スケジュールを掲載しています。

HPアドレス **http://hp.wam.go.jp/**

→「年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業」

※このパンフレットでは融資の概要をご案内しております。  
ご利用の際は契約内容を十分ご確認のうえ、お申し込み下さい。



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。